

令和4年度 葛尾村移住体験ツアー公募型プロポーザル募集要項

令和4年6月8日

1 業務の目的

本業務は、葛尾むらづくり公社の下で、葛尾村の移住体験ツアーを実施するものである。

2 仕様

(1) 委託業務名

令和4年度 葛尾村移住体験ツアー

(2) 委託費の上限

8,735,000円（消費税および地方消費税を含む。）

(3) 業務内容

実施にあたっては、葛尾むらづくり公社と綿密な調整の上で進めるものとし、打合せを随時実施すること。

3 主なスケジュール

内容	日程
プロポーザル募集要綱をホームページで告知	2022年6月8日
質問書の提出	2022年6月9日まで
質問書への回答期日	2022年6月10日
企画提案競技参加届出書	2022年6月13日まで
企画提案書等の提出期日	2022年6月15日まで
審査	2022年6月16日まで
審査結果の通知日	2022年6月16日まで
契約締結	2022年6月21日まで

4 企画提案書

(1) 企画提案書は、原則として事業者の特長を生かした自由提案とするが、以下①から⑪までについては最低限盛り込むこと。なお、提案書は表紙を除き20ページ以内とし、縦・横を問わない。

- ①事業者の概要（様式2-2）
- ②行政機関からの業務委託実績書（様式2-3）
- ③受託後の執行体制図（様式2-4）
- ④事業計画書（様式2-5）
- ⑤円滑な事業展開のために必要とされる内容の提案（様式2-6）
- ⑥経費積算内訳書（様式2-7）
- ⑦暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式2-8-1）
- ⑧役員一覧（様式2-8-2）
- ⑨直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書
- ⑩定款（写しでも可）※1年以内のもの
- ⑪現在事項全部証明書（写しでも可）※1年以内のもの

(2) 提出部数は電子媒体1部とする。

(3) 企画提案書の提出に際しての留意事項

- ①提出書類の作成、プレゼンテーションに要する費用は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行いません。
- ②提出された企画提案書等は返却しません。
- ③提出された企画提案書等は、葛尾村の規定に基づく情報公開請求の対象となります。

5 契約予定者の選定

(1) 選定方式 公募型プロポーザル方式

(2) 審査方法 事前に提出を求める企画提案書に基づく、書類及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れていると判断した提案者を受託候補者として決定します。

(3) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
1 業務遂行能力	25点	①業務体制 ②スケジュール ③業務実績
2 企画力	60点	①業務理解 ②企画性 ③独創性
3 プレゼンテーション	15点	①取組意欲 ②知識・経験・コミュニケーション

6 募集要領等の入手

募集要領及び参加表明書等の様式については、葛尾むらづくり公社、こんにちはかつらお（葛尾村移住・定住支援センター）のホームページからダウンロードしてください。

7 質問書（様式1-1）の提出

(1) 提出期日

令和4年6月9日（木）まで

(2) 提出方法

葛尾むらづくり公社宛にメールで提出してください。なお、送信後は併せて電話で葛尾むらづくり公社（担当：山口）宛に送信した旨をお知らせください。電話による質問受付は行いません。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、葛尾むらづくり公社、こんにちはかつらお（葛尾村移住・定住支援センター）のホームページに公表します。なお、個別の回答は行いません。

(4) 回答期日

令和4年6月10日（金）17時まで

8 企画提案競技参加届出書（様式1-2）の提出

(1) 提出期日

令和4年6月13日（月）17時まで

(2) 提出方法

葛尾むらづくり公社宛にメールで提出してください。なお、送信後は併せて電話で葛尾むらづくり公社（担当：山口）宛に送信した旨をお知らせください。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期日

令和4年6月15日（水）正午まで

(2) 提出書類

4の(1)から(3)に記載したとおり

(3) 提出方法

持参またはメール

10 プレゼンテーションの実施

(1) 審査実施日

令和4年6月16日（水）（予定） ※時間については、別途連絡します。

※提案者は3名以内とします。

(2) 開催方法

オンラインまたは対面にて

※応募書類をメールでお送りする際にご希望の方法をお伝えください。

※オンライン招待 URL については、別途連絡します。

(3) プレゼンテーションに係る注意事項

事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は認めません。

(4) 結果通知

プレゼンテーションの結果は、後日メールおよび書面にてご連絡いたします。

(5) その他

①プレゼンテーションにて提出のあった書類等（ファイル等含む）については、企画案の採用、不採用に関わらず返却しません。

②見積額は審査項目ではありませんが、審査の結果、上位2社が同点となった場合には低価格者を受託候補者として決定します。

③採用した企画提案内容を一部変更する場合があります。

④提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

⑤選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び受託候補者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

11 問合せおよび各種書類の提出先

〒979-1602

福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合20番地1

一般社団法人 葛尾むらづくり公社 葛尾村移住・定住支援センター（担当：山口、成田）

電話 0240-23-7727

Email : ijyu@konnichiwa-katsurao.jp

1 2 参加資格に関する事項

プロポーザルに参加する者は、以下の要件のいずれも満たす者とする。

(1) 本委託の業務遂行能力を有すると認められる者であること（過去に本委託に類似する業務を実施した実績を有する者であること）。

(2) 提案資料の受付期間において、葛尾村が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れまたは修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 提案資料の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者または再生計画の認可の決定が確定された者を除く）であること。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）または暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という）でないこと。

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

① 暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④ 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

1 3 不適格事項

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員または関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接または間接に求めた場合、その参加者を失格とします。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

② 作成様式および記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの

③ 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの

④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

⑤ 虚偽の内容が記載されているもの

⑥ 委託費の上限を超過しているもの

1 4 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

本業務に関して最も優れた提案を行った者と業務委託契約の締結交渉を行います。

なお、提案内容のとおり契約するものではなく、仕様については、締結交渉の上で葛尾むらづくり公社と受託候補者が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。

(3) その他

この手続きに参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、または交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。この場合は、審査結果において総合評価の次点者と契約の締結交渉を行います。